

報告第 1 号

公共下水道事業における資金不足比率の報告

公共下水道事業における資金不足比率について、下記のとおり報告する。

報 告 書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、令和 5 年度決算に基づく木曾広域連合の資金不足比率を算定した結果、経営健全化基準に該当する資金不足はないことを報告する。

令和 6 年 8 月 28 日

木 曾 広 域 連 合 長 原 久 仁 男

資金不足比率（令和 5 年度決算）（単位：％）

特別会計の名称	木曾広域連合の資金不足比率
下水道事業会計	—

備考 資金不足額がないため、資金不足比率は「—」で表示

（＊経営健全化基準 20％）